

様

特別養護老人ホーム リアス倶楽部 入所

# 契 約 書

社会福祉法人 山栄会 特別養護老人ホーム リアス倶楽部  
電話 0194-34-2201 担当者

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人山栄会（以下事業者）という。  
は、契約者が特別養護老人ホームリアス倶楽部（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受け、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供する。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容に（ケアプランを含む、以下「施設サービス計画」という。）定めるものとする。但し、事業者は、施設サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて、適切な介護サービスを提供する。
- 3 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとする。

#### 第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある介護支援専門員に、第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定する。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画の変更の必要があると認めた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとする。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとする。

#### 第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、食事、入浴、排せつ等の介護、精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、運動指導、健康管理及び療養上の助言を提供するものとする。

#### 第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
  - 一 契約者が使用するユニット型個室の提供
  - 二 契約者の食事の提供
  - 三 契約者に提供する理美容サービス
  - 四 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事等に係る費用
  - 五 事業者が用意した設備以外の電気代
  - 六 契約者の日常生活において、通常必要となるもの
  - 七 事業者が提供したもの以外の食事の提供
- 2 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとする。

#### 第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護認定に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額：通常はサービス利用料金の1割、2割又は3割相当）を事業者に支払うものとする。
- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとする。契約者は居住費と食費及び契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとする。
- 3 前2項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれをサービスの提供月の翌月の末日までに事業者が指定する方法で支払うものとする。
- 4 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とする。

#### 第6条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。
- 2 契約者は、前項の変更不同意な場合には、本契約を解約することができるものとする。

#### 第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとする。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとする。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の60日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとする。
- 6 事業者は、契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとする。但し、この複写費用については、重要事項説明書記載コピー代を徴収する。

#### 第8条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続する。
- 2 事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- 3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、契約者の同意を得るものとする。

#### 第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとする。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮

をするものとする。

- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

#### 第10条（契約者の禁止行為）

契約者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 1 施設内での喫煙及び火気使用
- 2 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
- 3 入所規則その他において事業者が定めた物以外の持ち込み

#### 第11条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。但し、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとする。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

#### 第12条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わないものとする。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れる。

- 1 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第13条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負わないものとする。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとする。その際、1か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第5条第4項の規定を準用する。

#### 第14条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとする。

- 1 契約者が死亡した場合
- 2 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合

- 3 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 4 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 5 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合

#### 第15条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとする。
- 2 契約者は、第6条第2項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができる。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとする。
- 4 第5条第4項の規定は、本条に準用される。

#### 第16条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができる。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は暴言・暴力等の著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第17条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による、第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は暴言・暴力等の著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、契約者の重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- 5 契約者が3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 6 契約者が介護老人保健施設に入所した場合

#### 第18条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとする。

- 1 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

- 2 居宅介護支援事業者の紹介
- 3 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

#### 第19条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院が見込まれかつ退院された場合には、退院後も再びホームに入所できるものとする。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入の準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用していただく場合がある。
- 2 入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者を支払うものとする。但し、特定入所者介護サービス費の給付対象で負担限度額の減免を受けている場合には、入院期間中に居住費を支払う期間は、国が定める期間内に限定される。
- 3 契約者が3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合に、事業者が契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院されたときには、事業者は再びホームに入所できるよう努める。
- 4 契約者が病院又は診療所に入院したときは、入院した翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合には最大で12日間）を限度に、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額）を事業者を支払うものとする。但し、7日以上入院された場合には、重要事項説明書記載の利用料金（居住費）の全額を支払うものとする。
- 5 事業者は、契約者の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護等に活用することができる。この場合には、契約者は第2項及び第4項の利用料金（居住費及び自己負担額）を支払う必要はない。

#### 第20条（居室の明渡し—精算—）

- 1 契約者は、第14条第2項から第6項により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとする。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとする。
- 3 契約者は、第18条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまでは居室を明渡す義務及び前項の料金支払義務を負いません。但し、事業者が援助を完了した時には、契約者は直ちに居室を明渡し、かつ、前項の所定の利用料金を直ちに支払う義務を負うことになる。
- 4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第5条第4項を準用する。

#### 第21条（身元引受人及び連帯保証人）

- 1 身元引受人及び連帯保証人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負う。
- 2 前項の負担は、極度額350万円を限度とします。
- 3 身元引受人及び連帯保証人から希望がある場合、施設は身元引受人及び連帯保証人に対し利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- 4 身元引受人及び連帯保証人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負う。
  - 一 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
  - 二 本契約が終了した場合に事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること
  - 三 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品（居室

- 内に残置する日用品や身の回り品)の引取りなど必要な処理を行うこと
- 5 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとする。
  - 6 契約者は、社会通念上、身元引受人及び連帯保証人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができる。
  - 7 事業者は、契約者に身元引受人及び連帯保証人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置品を処分できるものとする。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとする。
  - 8 契約者は、身元引受人及び連帯保証人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人及び連帯保証人を立てることとする。
  - 9 事業者は、身元引受人及び連帯保証人から希望がある場合、または利用料金の変更、施設サービス計画変更等があったとき、これを通知することとする。

#### 第22条 (一時外出・外泊)

- 1 外出、外泊をされる場合は、なるべく2日前まで(但し、緊急やむを得ない事情を除く)に別途届け出用紙に必要事項を記入し届け出ることとする。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は居住費及び重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担)を事業者に支払うものとする。
- 3 第19条第4項の規定は、本条に準用される。

#### 第23条 (代理人の指定)

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意します。

記

住所

---

連絡先

---

氏名

続柄

---

#### 第24条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者および苦情解決責任者等を選任して適切に対応するものとする。

#### 第25条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくは身元引受人と誠意をもって協議するものとする。

(附則)

本契約書は、平成22年4月5日より適用する。

(附則)

本契約書中、第11条1項、第20条4項を変更、第22条4項を追加し、平成22年7月1日より適用する。

(附則)

本契約書中、第5条3項を変更し、平成26年12月1日より適用する。

(附則)

本契約書中、第5条1項を変更し、平成27年8月1日より適用する。

(附則)

本契約書中、第5条1項を変更し、平成30年8月1日より適用する。

(附則)

本契約書中、第21条2項、3項を追加し、令和2年4月1日より適用する。





(説明し契約した日時及び場所 令和 年 月 日 時 )

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者、身元引受人が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

事業所住所 下閉伊郡田野畑村奥地13番地  
事業所名 社会福祉法人 山栄会  
特別養護老人ホーム リアス倶楽部

代表者名 理事長 山崎 俊比古

説明者名 生活相談員 夕向 一

令和 年 月 日

契約者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (契約者との続柄: \_\_\_\_\_)

身元引受人及び連帯保証人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (契約者との続柄: \_\_\_\_\_)

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

連帯保証人 (身元引受人と連帯保証人が異なる時のみ記入ください。)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (契約者との続柄: \_\_\_\_\_)

電 話 番 号 \_\_\_\_\_